

「廃棄物の適正な処理の促進に関する条例（愛知県）」研修会 及び事業主対象の労働安全衛生教育研修会開催



平成30年10月1日に「廃棄物の適正な処理の促進に関する条例の一部を改正する条例（愛知県）」が施行され、処理を委託する場合における確認等、事業者の責務について改正が行われます。また、産業廃棄物処理業界では、平成29年度から3年間で全ての都道府県において産業廃棄物処理業における死傷者数を20%以上減少させることを目標とする「産業廃棄物処理業における労働災害防止計画」への取組として事業主に向けた研修会と、前述の条例改正の解説も併せ、当協会適正処理委員長 平沼辰雄氏、研修指導委員長 小島 晃氏、安全衛生委員長 加山昌弘氏らが開催しました。

研修会は、8月20日（月）午後1時30分から名古屋国際会議場 211・212展示室において、会員170名が参加しました。



開会挨拶をする
渡邊専務理事

開講の挨拶で専務理事 渡邊修氏は「昨今当業界の労災の件数が右肩上りになっており、このような状況は雇用の問題に発展し、業界の衰退を左右する危険性をはらんでおります。事業主の方にとりましては社業の継続発展、特に雇用の確保・定着、社会的な信頼の確保、このような観点から社内の安全衛生対策が重要事項となってきます。本日の研修会は今後の雇用確

保を見据え研修していただきますようお願ひいたします。」と述べました。



解説をする名古屋国税局
軽減税率制度係 西井氏

研修会は、「消費税の軽減税率制度について」と題して、名古屋国税局消費税課軽減税率制度係 西井義浩氏から、平成31年10月1日から消費税率引上げと同時に実施される『軽減税率制度』について解説がありました。注意点として、軽減税率の8%（消費税率6.24%、地方消費税率1.76%）と現行の消費税率8%（消費税率6.3%、地方消費税率1.7%）とでは、消費税率と地方消費税率の割合が違うため、軽減税率制度が導入される年においては、導入されるまでの8%と導入後の軽減税率8%を分けて、経理の方は記帳する必要があるということです。また、軽減税率の対象品目は、酒類・外食を除く飲食料品、週2回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの）ですが、軽減税率対象品目の売上げがなくても、軽減税率対象品目の仕入れ（経費）があれば対応が必要であるとのことでした。



講演をする（株）辻安
全サービスセンター
辻所長

次に「事業主対象の労働安全衛生教育について」と題して、（株）辻安全サービスセンター所長 辻 宏夫氏が講演を行いました。

はじめに研修の目的、目標、方法についてを述べ、映像学習では、「より安全に、より会社らしく」、「一流工務店と三流工務店のドラマ」を見て、社内における安全教育、担当業務に関する資格取得、労務管理、労災保険等について解説がありました。

事例報告では社内における安全衛生委員会の運営方法が紹介されました。一例として、安全衛生会議を午後6時に開始していたが、委員会のメンバー

の業務が多忙のため集合時間に間に合わない問題例を挙げました。対応策は開始時間を午前8～9時に変更し、集合場所を近隣の施設に変更したところ、毎月の委員会の開催が順調になったとのことです。

継続した秘訣は、会議の開始時間・場所の変更が一つの要因かもしれません、議事録の活用に変化（月間目標、報連相等の記入、社員全員への周知）が見られ、それを機に会社全体の意識改革を図ったことではないかということでした。



講演をする愛知県資源循環推進課 佐藤主査

条例改正については、「廃棄物の適正な処理の促進に関する条例の改正について」と題して、愛知県環境部資源循環推進課廃棄物監視指導室監視グループ主査 佐藤 実氏が講演を行いました。

講演内容は、ダイコー事業の経緯、愛知県の対応、環境省の対応、廃棄物条例の改正、排出事業者の責務、です。

愛知県の対応の中で、廃棄物条例の改正で残された課題として、環境省への要望事項の一つであった「排出事業者による委託先の処理状況の確認を義務化」は廃棄物処理法で努力義務化のままであることが、残された課題の中で一番の問題であると認識。愛知県では、排出事業者責任の徹底が図れないと懸念、有識者の意見等を聞くことを検討。

●主な条例の改正内容

①勧告規定の創設

処理を委託した産業廃棄物に関する処理状況の（実地）確認を行っていない排出事業者に対して勧告することができる旨を設けた。

((実地)確認は、既に条例で義務化されている。)

②公表規定の創設

勧告をした場合において、事業者が正当な理由がないで、その勧告に従わないときは、その旨及びその勧告の内容を公表することができる旨の規定を設けた。

●主な条例施行規則の改正内容

①確認の具体的な方法など

排出事業者自らが委託先の事業場に赴き、1年に1回以上、現場を確認する（実地確認）。
施設の状況、保管場所の状況等を確認する。

②確認事項の記録及び保管

確認を行った年月日、確認を行った者の氏名、施設の状況、保管場所の状況などを記録し、その事務所に備え置きする。

記録は確認を行った日から5年間、保存する。

③代理人による実地確認の規定

以下の者は、排出事業者の代理で実施確認を行うことも差し支えないこととする。

関係会社（グループ会社）、同業者団体など

④実地による確認を省略できる者

以下の者については、インターネットなどによる間接的な確認でもよいこととする。

・中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）

・優良産業廃棄物処理業者

●ガイドライン（作成中）※8/20研修会時点において

①確認の具体的な内容など

産業廃棄物を処理する施設や保管場所等、どこをどのように確認するのかなどについて記載する。

②確認の留意事項

実地確認が省略できる場合などの留意事項を記載する。

③チェックリストの作成例を提示

実地確認を実施した際に活用できるチェックリストの作成例を参考として提示する。

●排出事業者の責務

排出事業者責任

委託契約の締結、マニフェストの管理、実地確認の実施

⇒不適正処理を未然に防ぐ！

講演後質疑応答があり、閉会の挨拶を渡邊専務理事が述べ研修会は終了しました。

►参加者の感想

・行政の方からの説明を受け、事件発覚から法改正に至った経緯が分かり良かったです。（女性）

・具体的な事例が聞けて良いと思いました。（男性）